

○金融監督庁告示第三十一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第一百九条  
第二号の規定による届出があつたので、同法第百  
八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十一年十月二十五日

金融監督庁長官 日野 正晴

外国保険会社等の  
商号 キュー・ピー・イー・イン  
シュアランス（インターナ  
ショナル）リミテッド

日本における主たる  
店舗 東京都千代田区神田富山町十  
番一号